

第 9 回 七戸町新庁舎建設検討委員会 【会議録】

開催日時	令和 7 年 2 月 1 8 日（火） 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時 1 0 分
開催場所	七戸中央公民館 大ホール
出席者	坪 晃委員長、岡村茂雄委員、中嶋 亨委員、川端義幸委員、 天間優彦委員、田島政義委員、濱中幾治郎委員、酒井陽子委員、 松本洋子委員、天間圭子委員、長山和夫委員
欠席者	田中清一副委員長、工藤一正委員、鎌田昭仁委員、苫米地 尚委員
町 (事務局等)	附田敬吾財政課長 佐藤源太財政課長補佐 手代森俊彦財政課総括主幹 アール・イー・ビー開発株式会社 3 名
次 第	1 開会 2 案件 ・ 前回意見への説明 ・ 基本計画（素案）の審議 3 閉会

会議内容	(事務局) 皆さまお疲れ様です。開催に先立ちまして、本日の資料を確認いたします。まず、お手元に本日の次第と委員名簿、説明資料②と書いたペーパー及び先日、皆さまに郵送しております資料を併せて会議を進めさせていただきます。本日の会議の流れについてですが、まず事務局より前回の委員会で出された意見に対して、資料を基に説明いたします。それから、基本計画（素案）の審議については、今回説明する２点についてのみ審議となります。それ以外は前回の委員会で内容を承認いただいておりますので、再度の審議はいたしません。意見等の発言はいつもどおり挙手のうえ、委員長に指名されてからご発言をお願いいたします。 それでは、会議に入ります。坪委員長よろしく申し上げます。 (坪委員長) 皆さん、こんにちは。本日はよろしくお願いいたします。 それでは、ただいまから第９回七戸町建設検討委員会を開催いたします。はじめに本日の出席状況を事務局から報告をお願いします。 (事務局) はい、本日の出席状況ですが、本日都合により鎌田委員と苫米地委員より欠席の連絡がありました。田中副委員長、工藤委員は、お見えになっておりませんので、もしかしたら、これから出席されるかもしれません。以上です。 (坪委員長) それでは次第により、議事を進行します。まず、前回の委員会で出た意見に対して、事務局説明してください。 (事務局) 財政課の佐藤です。前回委員会でいただいた意見について説明いたします。座って説明させていただきます。 まず１点目の非常用発電設備の規模についてです。資料は事前に郵送させていただいていた資料をご覧ください。 タイトルは「第９回七戸町新庁舎建設検討委員会資料」となっているものになります。こちらの２枚目の裏のページ（※資料の４枚目）をご覧ください。これは県内の自治体から非常用発電設備について聞き取りしたものです。これを見ると、各自治体にばらつきがあるということがわかりました。これらの中から、南部町とあと一番下に町の総合アリーナのものも一覧に載せておりますけれども、そちらを参考にいたしまして想定する規模を 150kVA 以上ということで追加記載した
------	---

いと思います。

資料を 1 ページ戻っていただけますでしょうか。別紙 1 基本計画(素案)と書いてある資料になります。こちらの資料の中ほどに赤字で記載しておりますが、この部分を追加で記載したいと考えております。なお、非常用発電の燃料の種類、貯蔵量、設置場所につきましては、基本設計において決定するということにしたいと考えております。1 点目につきましては以上です。

2 点目です。庁舎の階層についてです。こちらにつきましては、本日お配りした資料をご覧くださいと思います。資料②となります。こちらの資料の 2 枚目、3 枚目が区画のイメージになります。こちらの 2 枚目の 2 階建てパターンの図ですけれども、事前にお配りしているものと同じ内容です。ただし四角の中の線を黄色にして目立たせて記載しております。3 枚目は、3 階建てパターンとして記載しております。建築基準法では、1,500 m²以内で準耐火構造の壁に間仕切りする必要があります。新庁舎の想定床面積、こちらは 4,600 m²から 5,000 m²です。2 階建て、3 階建て、いずれにしても、フロアについては 1,500 m²を超えるという計算になりますので、多少なりとも面積区画が必要となります。本日お配りした 2 階建てパターンをご覧ください。町では、執務空間を壁で分割することはしないでオープンフロアにする考えでおります。これは執務室の職員を見渡すことができること、課の再編があった場合でも、壁がないので職員の移動を容易にすることができることからこのような考えを持っております。

一方、会議室と倉庫、書庫これらの部屋につきましては個室となり、壁で仕切られた空間となります。そこで執務室のエリアと、会議室等のエリアをこの黄色の線のように区切って、それぞれを区画すると建築基準法はクリアすることができるので、2 階建ての場合でも執務室のオープンフロアは可能だと考えております。なお、3 枚目については、3 階建てのイメージをつけさせていただきました。3 階建てでも計算上は 1,500 m²を超えるため、一部は壁で区画する必要が出てきます。また、3 階建ての場合は階段部分、エレベーター部分を縦穴区画という別な区画が必要となります。これは火災発生時の煙が、2 階、3 階と広がらないように階段部分やエレベーター部分を区画する必要があるものになります。こちらが 2 階、3 階の区画のイメージとなります。

資料の 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。1 枚目は粗々ですけれども建築コストの試算を 2 階建てと 3 階建てで比較をした表になります。金額は粗々なので、正確性はないですけれども、これを見ると 3 階建ての方が建設コストは高くなることがわかります。町としては、建設コストを抑える観点からも、2 階建ての計画にしております。

説明につきましては、以上になります。

(坪委員長)

はい。それでは、ただいまの説明を踏まえたうえで、基本計画(素案)の審議に入ります。まずはその 35 ページの防災拠点としての機能について審議します。先ほどの事務局が説明した修正案に対してご意見はありますか。

(長山委員)

はい。非常によく検討されているという印象を受けました。特に面積区画の関係。オープンフロアにするところは執務室とホールで分けしたという評価ができると思います。ただし、今日いただいた防火区画、建築基準法についての 2 階建て、3 階建ての金額のところですが、私が前回お話しした 3 階建てだと面積がオーバーしているため、防火区画は最低限にしましょうということから、本来であれば数字が小さくなると思うのですが、そこはあまり理解ができない。

それから、非常用電源の話も良いですか。150kVA 以上という記載について、本日の資料 3 枚目(※別紙 1 基本計画(素案))、防災拠点機能の 35 ページを見ると、職員の通常電気使用容量が載っていないくて、突然、非常用電源が 150kVA と出てくる。ちょっと唐突な気がします。一般の電気を検討していないのに、どうして非常用電源が 150kVA と出てくるのか。恐らく災害対策本部機能を含めたことを言っているので、非常用だけとなっているかもしれません。ただし、非常用電源はあくまで一般の電気の使用量をだいたい見当を付けて、それに対していくつということなので、前回私がお話を聞いた限りでは、課長から電源は町の組織として全体を使うというお話があった。どの範囲で非常用電源を使うかをお聞きしたのですが、全体で使うという話でしたので、普通、使用電気容量が発電機の容量とほぼ同じにならないと駄目です。そうすると 150kVA で間に合いますかというのがひとつ疑問になります。以上です。

(坪委員長)

はい。事務局どうですか。

(事務局)

ご質問が 2 つあったと思います。まず、先の質問で防火区画のところ、資料でいくと今日お渡しした資料②の 1 ページ目の表の中の「建築基準法について」の金額のところだと思います。こちらにつきましては、実際に R A B の方に防火区画をする場合の壁の長さを出していただいて、それに金額をかけたものの比較になりますので、町としてはこれについてはこれ以上のコメントをするところがございます。計算上出てきた数字ということで捉えております。

もう1つの非常用電源の150kVAについては、新庁舎の通常の使用する電気量は、町ではまだ積算はしていません。設計の段階でそれが見えてくると思っています。ただ、近隣の自治体を見渡したときに確かにばらつきはあるのですが、1つは町とだいたい規模が似ていると思われる南部町を参考にしても良いのではないかと思います。あとは、昨年完成した町の総合アリーナ、そちらの非常用電源。これらを参考に、少なくともこれよりも大きい容量が必要になるだろうということで、想定でここに示そうと考えております。通常の電力についてはこちらで把握していないので、そちらを基にした積算ではないとご理解いただければと思います。

（長山委員）

はい。通常の使用量がわからないのであれば、前回私がお聞きした際、事務局は、通常使っている電気全てを非常時にも使うというお話しでしたので、通常使用電気容量と同じ容量を非常時も使いますという表現をしないとまずいのではないかと。それを基にして非常用電源の容量を算定してくる。併せて貯蔵設備、燃料の種類などを検討するという順序ではないでしょうか。そのため、通常使用時の電気容量を全て使うというそういう想定ですから、それをカバーできる非常用電源を整備するという書き方になるのではないのでしょうか。

（事務局）

前回の質疑の中になりますけども、委員からの非常用発電はどのエリアをカバーするためのものですかという質問をいただきました。町では当然、防災拠点には防災用には使いますが、その他の行政事務も同時に進めていく必要がありますので、要は庁舎の全体を動かす規模を想定しているとお答えいたしました。

（田島委員）

それでも、長山委員の言うような文章にならないと合わなくなる。

（長山委員）

はい。それであれば通常の電力をカバーできる容量を整備するという方針を立てておかないと、それに付随した燃料、燃料の備蓄場所、発電機の設置スペースなど、いろいろ問題が出てくるのだと思います。通常使っている電力を非常時も使うというところに持っていくべきだと思います。

（事務局）

はい。今回赤書きの部分を加えますけども、文章の前段が今おっし

やられたことなると思っております。災害時でも公共団体の業務の継続をする手引きが示されているのです。それに基づいて 72 時間は、外部からの電源の供給がなくても業務を継続できますという手引きに基づいたもので当初記載しておりました。確かに委員がおっしゃるとおり町の通常使う電気量は把握していないので、本来それを根拠に示していくべきだとは思いますが、町がやりたいものはここに書いてある業務を継続する予定というもので、72 時間の外部からの供給がなくても継続できるという部分での方針はここで示しております。そうであれば、書き加えないで前回のままの方がよろしいのかなとも思いますけども。

（天間優彦委員）

まず今回については、72 時間のいわゆる非常事態になった時には通常業務を継続していくのだと私は捉えています。赤字で親切に書いてありますが、わからない訳ではないと思います。以上です。

（長山委員）

手引きに含まれるということだと、全てこれで終わってしまう訳です。手引きは手引きで良いですが、町としては全ての機能を動かす予定でやりますという表現をやっぱり入れておいた方が良いのではないですか。本来この電気容量の掲載をお願いしたのは、通常電力をどういう考え方で持ってくるのかが出てこない、非常用電源は出てこないはず。だから、それが出てこないまま 150kVA 以上になってしまうと、ちょっと何か消化不良な気がするのです。先ほど佐藤さんがおっしゃったとおり、前の表現に戻して、災害時は庁舎の使用電力全てをカバーできる非常用電源を整備しますとしておいた方が融通は利くのではないのでしょうか。

（田島委員）

きちっと決めるより、含みを持たせた方が今後やりやすいのではないかな。

（長山委員）

150kVA 以上という、例えば 180 でも 200 でも 250 でも全部 150 kVA 以上に含まれてしまう。歯止めがないみたいになるでしょうし、見た目も多分悪いと思います。

前回、私が面積とそこで働く職員の方の人数という方向性を出しました。それにも依れないということで、決まってこないと思う。

だから、一般的に建物を建築する、事務所ビルを設計する時に、どういう基準に基づいて電気容量を出すかはわかりませんが、R A B さん

はプロだからわかると思います。それでも、出てこなかったということなので、あやふやな表現かもしれませんが通常使う電力を全てカバーできるという表現でしか記載できないのではないのでしょうか。

（事務局）

「通常業務ができる。」との表現でもよろしいですか。

（長山委員）

個人的には良いと思います。そうすると後々の実施設計あたりで要領がしっかり出てくる。

（事務局）

例えば、72 時間は外部からの供給なしで通常業務ができる非常用電源を活用できる設備を整備します。「通常業務を行う」を付け加えて、手引きに基づき、災害発生から 72 時間は外部からの供給なしで通常業務が行えるよう、非常用電源を稼働できる設備を整備します。

（天間優彦委員）

良いと思います。

（坪委員長）

赤字の部分を削除で良いですか。

（長山委員）

私もほぼ良いと思います。ただ、「役場の通常業務」を「通常行っている役場の業務を全てできる体制」という表現をした方が良いのではないですか。

（事務局）

ここのページは、防災について災害時にどういう体制で良いのかというのを記載しています。その文章の中に通常業務ができるという記載は、読んだときにすごく個人的には違和感を覚えます。当然それなりの規模を用意するが、災害が発生している時、町は通常業務をするのかという変な誤解を与えるようにも聞こえます。

（委員）

今おっしゃったことは、私自身が聞いていて感じたことなのですが、災害のときに通常業務ができるっていうのを設定すると、一般住民は、本当に大きな地震があったときに、役場は通常業務をできる容量のものを準備しているという誤解はすると思います。普通は大きな地震が

起きた場合、この間の能登地震などでも、絶対通常業務はできません。そういうことを踏まえて考えた方が良くと思います。

(川端委員)

そもそもこの文面には、災害対策本部機能を含めた業務継続のためだと最初に書いてあります。これは通常業務も含まれると。業務継続のためって書いてありますから、これで十分足りると思います。

(坪委員長)

このままで良いのか修正案のとおり文面を変えるか、ということだと思いますが、いかがでしょうか。

(長山委員)

このままで良いのではないかと思います。

(坪委員長)

このままの文面でよろしいですか。

(委員一同)

はい。

(坪委員長)

ありがとうございます。他にはございませんか。それでは他に意見がないようですので、これでよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(坪委員長)

はい。ありがとうございます。

次に44ページ、第3章、施設計画、1、階層計画について審議します。こちら先ほど事務局から説明がありました。町は素案の内容でいきたいとのことですが、何かご意見はありますか。

(坪委員長)

ございませんか。

(委員一同)

ありません。

(坪委員長)

ないようですので、階層計画の内容はこのままでよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(坪委員長)

それでは、階層計画についてはこの内容のとおりといたします。

これをもちまして、基本計画素案の審議が終わりました。委員の皆さん、ありがとうございました。ご苦労様でした。

それでは本委員会はこの内容をもって、基本計画(案)として、まとめることにご異議ありませんか。

(委員一同)

ありません。

(坪委員長)

ありがとうございます。異議がないことを認めます。

これまで委員の皆さまから貴重なご意見や慎重な審議をいただき、ただいま基本計画(案)としてまとめました。

よって、この「七戸町役場新庁舎建設基本構想(案)及び基本計画(案)」をもって、町長へ答申したいと思います。

ここで一度休憩を入れます。

～ 休憩 ～

(坪委員長)

会議を再開します。それでは、答申について事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

はい、答申について説明させていただきます。答申書は、今、皆さまにお配りしている紙資料となります。案として作成したものですので、まだ日付などは入っておりません。これに今回のまとめていただきました基本構想(案)および基本計画(案)、こちらを付して委員長から町長へ直接手渡ししていただくよう考えております。

この答申を受けた後になりますが、パブリックコメントということで町民の方や町内の事業者に勤務している方などを対象にして意見を募集するというものを行います。こちらにつきましては、また広報と

ホームページ等で実際いつやるかというものをお示しして進めていきます。それが終わりますと基本構想及び基本計画の策定というスケジュールになります。そこまで進みますと冊子として印刷いたします。印刷したものにつきましては、委員の皆さまへ後ほど郵送させていただきますのでご覧いただければと思います。以上です。

（坪委員長）

それでは、答申書（案）について、何かご意見はありますか。

（長山委員）

はい。早速すみません。

私達委員の名称が、「七戸町新庁舎建設検討委員」だと思いますが、それで間違いないか。答申書のタイトルの七戸町役場新庁舎建設に「役場」が入るかどうか、ご確認いただければと思います。

（事務局）

そちらにつきましては再度確認させていただきます。委員会の名称は、この名称で委員会に対して諮問を行っておりますので、ご理解願います。

（天間優彦委員）

「七戸町役場新庁舎検討委員会」なのか「七戸町新庁舎検討委員会」なのか。

（事務局）

基本構想及び基本計画は、「役場新庁舎」で進めており、委員会の名前は「新庁舎」のみとなっています。設置要綱の方で役場を付けずに委員会を進めておりました。大変申し訳ありません。

（坪委員長）

他にありませんか。

（委員一同）

ありません。

（坪委員長）

それでは、本日の会議はこれで閉じます。

これをもちまして、第9回七戸町新庁舎建設検討委員会を閉会いたします。皆さんお疲れ様でした。

(委員一同)

お疲れ様でした。